

## IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

### 1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

シリコマンガン (ケイ素の含有率が 18 質量%以下のもの)

### 2 貨物の説明 : DESCRIPTION

シリコマンガンは、シリコン、マンガンを主成分とする、表面が黒褐色ないし銀白色の塊状又は粒状 (破碎整粒品) の合金であり、主として鉄鋼製造用原料に使用される。

この貨物の水分値は 0.1%未満で乾燥状態が維持される。

### 3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

#### 3.1 種別 : GROUP

C

#### 3.2 見かけ密度(kg/m<sup>3</sup>) : BULK DENSITY

3,120~3,310

#### 3.3 載貨係数(m<sup>3</sup>/t) : STOWAGE FACTOR

0.30~0.32

#### 3.4 粒径 : SIZE

最大 150 mm の塊状

#### 3.5 等級 (種別 B の場合に限る) : CLASS

国連番号 (危険物の場合に限る) : UN No.

不適用

#### 3.6 静止角 (非粘着性物質の場合に限る) : ANGLE OF REPOSE

不適用

### 4 危険性 : HAZARD

特段の危険性はない。

この貨物は不燃性または火災危険が低い貨物である。

## 5 運送条件

### 5.1 積付及び隔離要件：STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない。

### 5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

### 5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

この貨物は実行可能な限り乾いた状態にすること。この貨物は雨中で荷役してはならない。

### 5.4 積荷役時の要件：LOADING

貨物の密度が非常に大きいため、重量分布を均等にすべく貨物をタンクトップ全体に均一に広げないと、タンクトップに過大な応力が作用するおそれがある。貨物の堆積によりタンクトップに過大な応力が作用しないことを確実にするよう検討すること。

特殊貨物船舶運送規則第 15 条の 4 の規定に従って荷繰りすること。

### 5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

この貨物の粉じんに晒されるおそれのある者は、保護衣、保護眼鏡若しくは他の同等な粉じんからの眼の保護及び粉じんマスクを、必要に応じて着用すること。

### 5.6 通風要件：VENTILATION

特段の要件はない。

### 5.7 運送時の要件：CARRIAGE

特段の要件はない。

### 5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特段の要件はない。

### 5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。

### 5.10 非常時の措置：EMERGENCY PROCEDURES

火災発生時の行動：消火に際しては水を使用せず、乾燥砂または粉末消火器等を使用すること。